

いつも大変お世話になっています。

集団的自衛権とは何か

「集団的自衛権」が盛んに議論をされています。

「自衛権」は、他国の武力攻撃から、自分の国を守ることです。これは、①個別的自衛権と②集団的自衛権に分けられます。

①個別的自衛権は、自力で自分の国を防衛することです。②の**集団的自衛権は、同盟国や友好国と一緒に自分の国を防衛することです。これは、憲法で認められていますが、これまでの政府の解釈では「使ってはいけない」ということになっています。**

しかし、想像してください。尖閣諸島をめぐる、日米の戦艦が中国と対決しなければいけないことになった。我が国の船が攻撃されたら、それを阻止するために米国の船は、相手の船を攻撃する。自分の船が狙われたわけではないけれども、同盟国の船がやられそうになってので、率先してこれを守るということです。

今度は、逆の場合を想像してください。米国の船が先に攻撃された。**今の憲法解釈では、我が国は、自分の国が攻撃されないかぎり、敵国の船に対して何もできず、同盟国がやられているのに、ただ指をくわえて見守ることしかできないのです。**

これは、尖閣諸島という、自分たちの領土の話です。にもかかわらず、「集団的自衛権」を使えなければ、それを一緒に守ってくれる同盟国を守ることができないのです。

これで、我が国の責任を果たせるのか。これで、同盟国は、本気になって一緒に戦ってくれるのか。

こうしたことを考えると、私は、やはり、「集団的自衛権」を行使できるようにすべきだと考えます。**もちろん、世界どこにでも行って戦争に参加することには反対です。日本の国民国家の利益を直接に侵害する場合に限定する必要があります。**

この点で、安倍内閣は、閣議決定で「集団的自衛権」の憲法解釈を変更しようとしています。あまりにも安易に、また、性急にやろうとしています。

安全保障基本法を提出して、もっと丁寧な議論を

こうした問題は、丁寧に議論を尽くさなければいけない。そのためにも、「**安全保障基本法**」というものを国会で議論をして、**成立させるべきです。**これは、我が国を外国の脅威から守るために、何をやらなければいけないのか、逆に、行き過ぎないようにするためには、どのような条件が必要なのか、を総合的に規定する法律です。この中で、「**集団的自衛権**」の内容を詰めたらいい。

厳密な法の論理では、政府の一存で憲法解釈を変更することは可能です。しかし、このように人の命にかかわる話については、国会での議論を尽くした方が、問題点が整理され、理解が深まります。

役所で実際に法律を作ってきた私の経験から申し上げると、役所ですら、**重大な案件がすいすい決まることに、不安を感じます。そのための国会でもあるのです。**

「集団的自衛権」は、中国や北朝鮮が我が国に喧嘩を売っている状況の中では、絶対に必要です。それを大半の国民が納得するためにも、もっと丁寧な議論をすべきです。